

平成30年度

# 固定資産に関する概要調書

(平成30年1月1日現在)

静岡県経営管理部市町行財政課

# 目次

## 総括

1	平成30年度の概要	1
2	納税義務者に関する調	4
3	土地総括表（県計）	6
4	家屋総括表（県計）	8
5	償却資産総括表（県計）	10
6	平成30年度提示平均価額市町一覧表	12

## 土地に関する調

1	地目別市町明細表	
その1	一般田	16
その2	介在田・市街化区域田	18
その3	一般畑	20
その4	介在畑・市街化区域畑	22
その5	小規模住宅用地	24
その6	一般住宅用地	26
その7	住宅用地以外の宅地	28
その8	宅地（計）	30
その8の2	宅地（農業用施設用地及び生産緑地地区内宅地を除く）	32
その9	鉱泉地	34
その10	池沼	36
その11	一般山林	38
その12	介在山林	40
その13	原野	42
その14	雑種地	44
その15	合計	46

## 2 市街化区域農地に関する調

その1	田	48
その2	畑	50
その3	合計	52
3	宅地に関する調（法定免税点以上のもの）（県計）	54
4	負担調整措置等による軽減額に関する調	56

## 家屋に関する調

### 1 種類別市町明細表

#### （木造）

その1	専用住宅	60
その2	共同住宅・寄宿舎	62
その3	併用住宅	64
その4	旅館・料亭・ホテル	66
その5	事務所・銀行・店舗	68
その6	劇場・病院	70
その7	工場・倉庫	72
その8	土蔵	74
その9	附属家	76
その10	木造合計	78

#### （木造以外）

その1	事務所・店舗・百貨店	80
その2	住宅・アパート	82
その3	病院・ホテル	84
その4	工場・倉庫・市場	86
その5	その他	88

その6	木造以外合計	90
(木造・木造以外)		
その1	合計	92
2	新增分家屋に関する調	
(木造)		
その1	専用住宅	94
その2	共同住宅・寄宿舎	96
その3	併用住宅	98
その4	旅館・料亭・ホテル	100
その5	事務所・銀行・店舗	102
その6	劇場・病院	104
その7	工場・倉庫	106
その8	土蔵	108
その9	附属家	110
その10	木造合計	112
(木造以外)		
その1	事務所・店舗・百貨店	114
その2	住宅・アパート	116
その3	病院・ホテル	118
その4	工場・倉庫・市場	120
その5	その他	122
その6	木造以外合計	124
(木造・木造以外)		
その1	合計	126
3	減少分家屋に関する調	
その1	木造合計	128

その2	木造以外合計	130
その3	合計	132
4	家屋に係る課税標準額等に関する調	134
5	法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調	136

#### 償却資産に関する調

1	段階別課税標準額等に関する調（県計）	140
2	決定価格等市町別明細表（法定免税点以上のもの）	142

#### 交付金に関する調

1	市町村交付金に関する調	146
---	-------------	-----

#### 都市計画税に関する調

1	都市計画税に関する調	150
---	------------	-----

## 記載事項の説明

### 共通事項

- (1) 「法定免税点」とは、地方税法（以下「法」という。）第351条本文の規定による免税点（土地 30万円、家屋 20万円、償却資産 150万円）をいい、同条ただし書の規定を適用している市町における実際の免税点をいうものではない。
- (2) 「土地に関する調」及び「家屋に関する調」の「単位当たり価格」の欄には、1平方メートル当たりの価格を記載した。

### 総括

#### 「2 納税義務者数に関する調」

- (1) この調は、固定資産税の納税義務者数を記載したものである。
- (2) 共有の場合は、連帯納税義務者（法第352条の2の場合は、共用土地納税義務者）の数によらず1人とした。

#### 「6 平成30年度提示平均価額市町一覧表」

- (1) この表は法第388条第1項に規定された固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）に基づく平成30年度提示平均価額の一覧表である。

### 土地に関する調

- (1) 「筆数」の欄には、一つの筆が二以上の地目（小区分を含む。）に該当する場合は、それぞれの区分ごとに1筆として記載した。  
例えば1筆の住宅用地が「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」とのいずれにも該当する部分を有する場合は、それぞれの区分において1筆として記載した。したがって、各区分の合計は延べ筆数である。
- (2) 「田」の小区分において、「一般田」及び「介在田・市街化区域田」は次により区分した。  
ア「一般田」とは、イの「介在田・市街化区域田」以外の田をいう。  
イ「介在田・市街化区域田」とは、固定資産評価基準第1章第2節一ただし書又は同章第2節の2の規定を適用して評価した田をいう。
- (3) 「畑」の小区分において、「一般畑」及び「介在畑・市街化区域畑」は（2）の例により区分した。
- (4) 「宅地」の小区分において、「小規模住宅用地」、「一般住宅用地」及び「住宅用地以外の宅地」は次により区分した。  
ア「小規模住宅用地」とは、法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地である宅地をいう。  
イ「一般住宅用地」とは、法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地のうちアの「小規模住宅用地」以外のものをいう。  
ウ「住宅用地以外の宅地」とは、法附則第17条第4号に規定する住宅用地以外の宅地をいう。
- (5) 「山林」の小区分において、「一般山林」及び「介在山林」は次により区分した。  
ア「一般山林」とは、イの「介在山林」以外の山林をいう。  
イ「介在山林」とは、固定資産評価基準第1章第7節一ただし書の規定を適用して評価した山林をいう。

#### 家屋に関する調

- (1) 「棟数」の欄は、物理的な一棟の家屋をもって計算単位とし、区分所有されている場合であっても一棟として記載した。
- (2) 一棟の家屋の主体構造部について木造部分と木造以外の部分があるときは、木造家屋と木造以外の家屋とに区分し、それぞれ該当する表に記載した。
- (3) 「木造以外の家屋」において、一棟の家屋を2種類以上の用途に供している場合は、次により記載した。
  - ア「棟数」は、主たる用途について1棟とし、主たる用途以外へは記載しない。
  - イ「床面積」は、それぞれの用途に係る床面積を記載した。
  - ウ「決定価格」は、当該家屋の決定価格を該当する用途ごとの床面積であん分した。
- (4) 「2 新增築家屋」には、改築家屋は含まれない。
- (5) 「4 家屋に係る課税標準額等に関する調」中、「課税標準の特例により減額になる額」の欄には、決定価格に1から特例率を減じた値を乗じて得た額を記載した。

#### 償却資産に関する調

- (1) 本調は、法定免税点以上の償却資産について記載した（「1 段階別課税標準額等に関する調」を除く。）。
- (2) 「課税標準額」の欄は、法の規定により課税標準額の特例の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定に定める額を、その他の償却資産については法第349条の2に定める額を合計して得た額を記載した。

#### 交付金に関する調

- (1) 「市町村交付金」とは、国又は地方公共団体が所有する固定資産で、国有資産等所在市町村交付金法（以下「交付金法」という。）第2条第1項各号に掲げるものについて、資産を所有する国又は地方公共団体から、資産の所在する市町村に対して交付されるものである。
- (2) 平成30年度分の市町村交付金の対象となる固定資産は、平成29年3月31日現在において国又は地方公共団体が所有するものである。
- (3) 「台帳価格」は、交付金法第7条又は第10条の規定により国又は地方公共団体から所在市町に通知された価格である。
- (4) 「算定標準額」は、算定標準額の特例の適用がないものにあつては台帳価格、算定標準額の特例の適用があるものにあつては台帳価格に資産の区分ごとの特例率を乗じて得た額を記載した。

#### 都市計画税に関する調

- (1) この調は都市計画税を課税している団体について調査したものである。



# 総括

# 1 平成30年度の概要

## (1) 全般的状況

ア 固定資産税は、3年に一度の評価替え年度に当たり、総評価額（法定免税点未満含む）は

32,600,895,356千円（前年度比0.1%減）、課税標準額（法定免税点以上）は20,582,808,552千円（0.6%減）となっている。

イ 市町村交付金は、交付金額が1,427,725千円（前年度比2.4%減）となっている。

ウ 都市計画税は、調定見込額が40,483,190千円（前年度比0.9%減）となっている。

## (2) 固定資産税総評価額（法定免税点未満を含む）の動向

総評価額の内訳は、土地は19,321,627,623千円（前年度比0.3%増）、家屋は8,700,971,181千円（前年度比2.2%減）、償却資産は4,578,296,552千円（前年度比2.2%増）となっている。

土地は最近の地価動向を反映し増加となっている。家屋については評価替えによる減価の影響を受けて減少している。

償却資産については、市町決定分は増加し、総務大臣が価格を決定したもの及び都道府県知事が価格を決定したものは減少した。

なお、地方税法743条第1項の規定により大規模償却資産として県知事が価格を決定したものは、平成23年度以降対象資産がない。

## (3) 固定資産税課税標準額（法定免税点以上）の動向

課税標準額の内訳は、土地は7,449,416,340千円（前年度比0.5%減）、家屋は8,677,225,412千円（前年度比2.2%減）、償却資産は4,456,166,800千円（前年度比2.5%増）となっている。

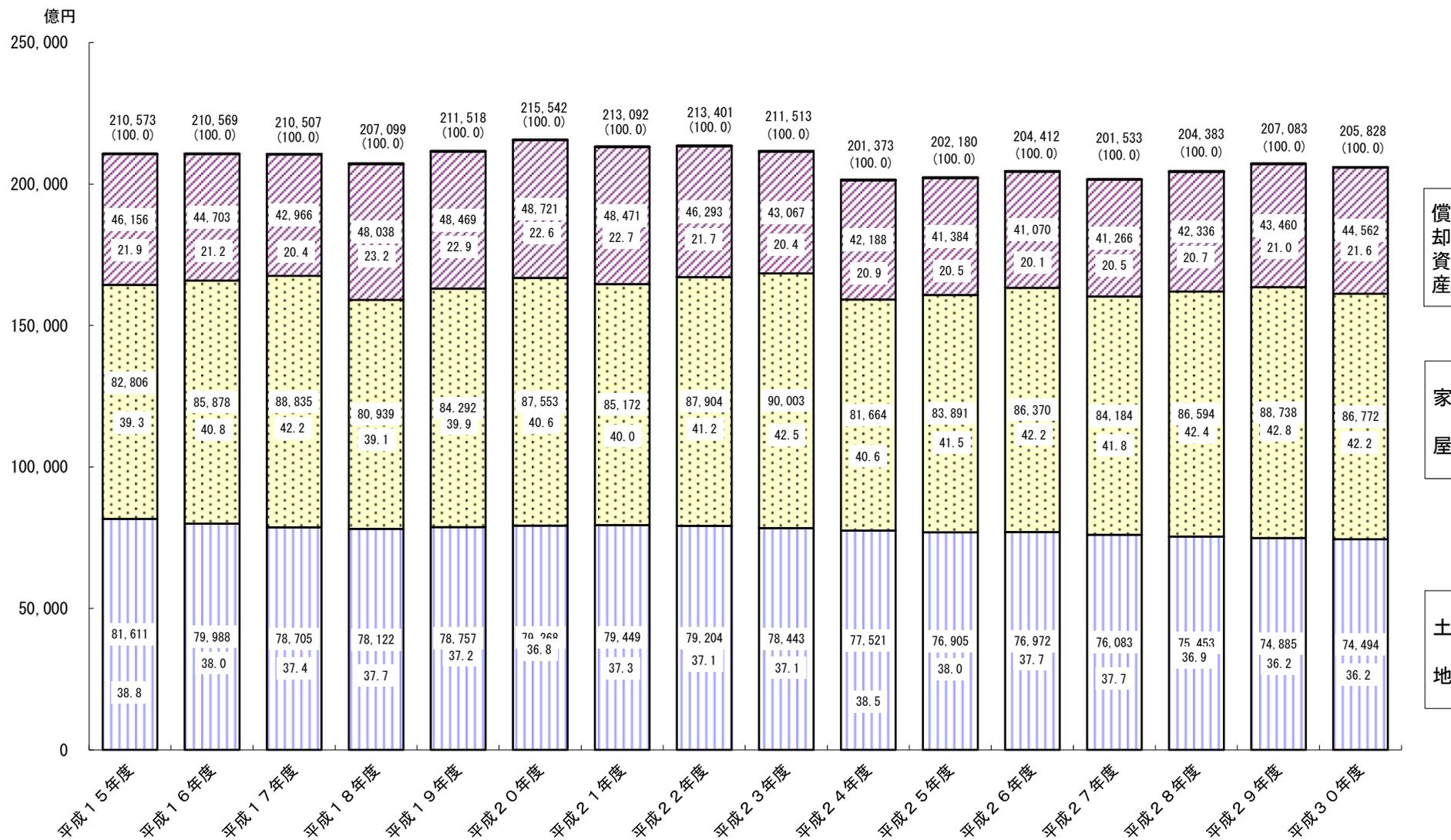
(2) 総評価額(法定免税点未満を含む)の動き

(単位 千円)

区 分	年 度	(基)6	構成 比%	(基)9	構成 比%	(基)12	構成 比%	(基)15	構成 比%	(基)18	構成 比%	(基)21	構成 比%	(基)24	構成 比%	(基)27	構成 比%	29	構成 比%	(基)30	構成 比%	30/29 %	
	土 地	田	1,702,409,943	3.1	1,299,127,010	2.7	997,473,246	2.2	747,132,854	1.9	434,087,739	1.3	349,288,180	1.0	283,656,782	0.9	234,669,192	0.7	207,781,238	0.6	199,251,387	0.6	95.9
畑		1,815,132,149	3.3	1,486,233,620	3.0	1,206,684,237	2.7	961,350,662	2.5	710,629,896	2.0	621,354,349	1.8	523,919,514	1.6	446,845,101	1.4	404,777,726	1.2	387,490,938	1.2	95.7	
宅 地		36,176,569,711	65.2	30,569,464,472	62.4	26,955,061,709	60.4	22,583,115,698	57.7	19,096,221,732	54.9	18,948,164,192	54.1	17,910,696,487	54.7	17,401,935,349	53.9	17,194,720,488	52.7	17,260,466,827	52.9	100.4	
山 林		55,561,447	0.1	66,328,500	0.1	65,681,979	0.1	61,216,115	0.2	57,383,836	0.2	52,419,589	0.1	50,656,082	0.2	50,112,822	0.2	49,403,819	0.2	49,049,805	0.2	99.3	
その他		2,745,170,387	5.0	2,262,735,047	4.6	1,973,943,770	4.4	1,730,548,867	4.4	1,483,193,189	4.3	1,536,797,514	4.4	1,470,415,701	4.5	1,436,631,532	4.4	1,416,035,882	4.3	1,425,368,666	4.4	100.7	
計		412 42,494,843,637	76.6	346 35,683,888,649	72.8	303 31,198,844,941	69.9	253 26,083,364,196	66.7	211 21,781,516,392	62.6	209 21,508,023,824	61.4	196 20,239,344,566	61.8	190 19,570,193,996	60.6	187 19,272,719,153	59.0	187 19,321,627,623	59.3	187 19,321,627,623	59.3
家 屋	木 造	2,783,521,124	5.0	2,998,405,587	6.1	2,979,441,499	6.7	2,914,930,430	7.5	2,869,799,955	8.2	2,946,010,692	8.4	2,879,887,837	8.8	2,984,953,501	9.3	3,192,077,324	9.8	3,067,985,699	9.4	96.1	
	木造以外	4,623,022,137	8.3	5,155,358,213	10.5	5,390,497,688	12.1	5,372,311,307	13.7	5,230,625,982	15.0	5,577,423,709	15.9	5,307,724,837	16.2	5,455,618,046	16.9	5,704,715,225	17.5	5,632,985,482	17.3	98.7	
	計	129 7,406,543,261	13.4	142 8,153,763,800	16.6	145 8,369,939,187	18.8	144 8,287,241,737	21.2	141 8,100,425,937	23.3	148 8,523,434,401	24.3	142 8,187,612,674	25.0	147 8,440,571,547	26.2	155 8,896,792,549	27.3	151 8,700,971,181	26.7	97.8	
償 却 資 産	市町長 決定分	3,358,542,288	6.1	3,223,494,626	6.6	3,321,926,352	7.4	3,191,659,189	8.2	3,281,693,643	9.4	3,452,176,774	9.9	2,922,023,525	8.9	2,915,748,954	9.0	3,195,591,625	9.8	3,305,869,622	10.1	103.5	
	法第389条 関係分	2,190,157,757	3.9	1,949,885,367	4.0	1,748,104,669	3.9	1,558,947,668	4.0	1,646,878,517	4.7	1,518,543,925	4.3	1,404,267,662	4.3	1,343,979,911	4.2	1,283,933,857	3.9	1,272,426,930	3.9	99.1	
	法第743条 関係分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,149,383	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	
	計	129 5,548,700,045	10.0	121 5,173,379,993	10.6	118 5,070,031,021	11.4	111 4,750,606,857	12.1	115 4,928,572,160	14.2	116 4,988,870,082	14.2	101 4,326,291,187	13.2	99 4,259,728,865	13.2	105 4,479,525,482	13.7	107 4,578,296,552	14.0	102.2	
総 計	272 55,450,086,943	100	241 49,011,032,442	100	219 44,638,815,149	100	192 39,121,212,790	100	171 34,810,514,489	100	172 35,020,328,307	100	161 32,753,248,427	100	159 32,270,494,408	100	160 32,649,037,184	100	160 32,600,895,356	100	99.9		

(注) 計欄の上段の数値は昭和63年を100とした場合の指数である。年度欄の(基)は、基準年度を指す。

### (3) 固定資産税課税標準額(法定免税点以上)の動き



2 納税義務者に関する調

人口：平成30年4月1日現在、住民基本台帳登録人口による

面積：国土地理院「平成29年全国都道府県市区町村別面積調」(平成29年10月1日現在)記載による

(\*印のついた市町は、境界未定箇所があるため、参考値を記載)

(各市町の値は四捨五入により小数点第二位で表示しているため、各計と市町面積の合計が一致しない場合がある)

区分 市町名	人口 (イ) (人)	面積 (ロ) (km <sup>2</sup> )	人口密度 (イ)/(ロ) (ハ) (人/km <sup>2</sup> )	納税義務者数(人)									法定免税点以上 納税義務者 対前年比(%)		
				土地			家屋			償却資産			土地	家屋	償却資産
				総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの			
県計	3,731,245	7,777.4	480	1,296,211	196,393	1,099,818	1,247,964	62,881	1,185,083	140,174	81,412	58,762	100	100	99
市計	3,500,486	6,410.4	546	1,187,341	162,784	1,024,557	1,161,039	56,922	1,104,117	129,757	75,128	54,629	100	100	99
町計	230,759	1,367.0	169	108,870	33,609	75,261	86,925	5,959	80,966	10,417	6,284	4,133	98	100	100

1 静岡市	704,043	* 1,411.9	499	214,153	18,879	195,274	216,196	8,988	207,208	21,985	13,252	8,733	100	101	105
2 浜松市	804,989	* 1,558.1	517	254,949	35,555	219,394	259,061	14,356	244,705	30,318	18,143	12,175	100	101	102
3 沼津市	196,530	187.0	1,051	60,409	6,346	54,063	61,641	2,061	59,580	7,410	4,398	3,012	100	100	102
4 熱海市	37,225	61.8	603	18,500	4,202	14,298	27,233	1,198	26,035	2,028	1,278	750	99	101	104
5 三島市	110,505	62.0	1,782	31,219	2,085	29,134	33,713	1,080	32,633	3,180	1,888	1,292	101	101	99
6 富士宮市	133,290	* 389.1	343	57,197	14,980	42,217	45,752	3,741	42,011	5,467	3,205	2,262	100	101	102
7 伊東市	69,597	124.1	561	48,149	10,524	37,625	39,983	1,234	38,749	2,323	1,475	848	99	100	101
8 島田市	98,909	315.7	313	36,084	4,929	31,155	34,434	2,268	32,166	3,608	2,016	1,592	101	101	101
9 富士市	254,203	245.0	1,038	79,201	4,345	74,856	77,564	3,112	74,452	8,219	4,225	3,994	101	101	106
10 磐田市	169,931	* 163.5	1,040	53,656	4,837	48,819	55,104	2,877	52,227	5,821	2,650	3,171	101	101	103
11 焼津市	140,189	70.3	1,994	46,146	3,550	42,596	45,480	1,493	43,987	5,379	3,070	2,309	100	101	102
12 掛川市	117,605	265.7	443	39,963	6,243	33,720	40,010	2,636	37,374	4,475	2,132	2,343	101	101	107
13 藤枝市	145,789	194.1	751	50,328	4,903	45,425	48,755	2,336	46,419	5,725	3,394	2,331	100	101	103
14 御殿場市	88,494	194.9	454	24,062	3,360	20,702	24,694	1,056	23,638	3,179	1,675	1,504	101	101	102
15 袋井市	87,938	108.3	812	26,763	2,874	23,889	26,613	1,047	25,566	2,828	1,412	1,416	101	101	103
16 下田市	21,937	104.4	210	16,071	6,752	9,319	11,180	915	10,265	1,707	1,265	442	100	100	100
17 裾野市	52,332	138.1	379	19,471	2,598	16,873	16,005	557	15,448	1,517	791	726	100	101	101
18 湖西市	59,861	86.6	692	20,961	3,615	17,346	20,168	1,352	18,816	2,569	1,545	1,024	101	100	102
19 伊豆市	31,089	364.0	85	21,134	7,231	13,903	15,082	1,064	14,018	1,776	1,227	549	99	100	99
20 御前崎市	32,996	65.6	503	11,846	2,842	9,004	11,627	733	10,894	1,932	1,010	922	101	100	102
21 菊川市	47,850	94.2	508	16,037	2,512	13,525	15,601	836	14,765	2,917	1,819	1,098	101	101	101
22 伊豆の国市	49,082	94.6	519	22,896	6,240	16,656	17,623	738	16,885	1,926	1,075	851	100	100	108
23 牧之原市	46,102	111.7	413	18,146	3,382	14,764	17,520	1,244	16,276	3,468	2,183	1,285	100	100	102

区分 市町名	人口 (イ) (人)	面積 (ロ) (千㎡)	人口密度 (イ)/(ロ) (ハ) (人/千㎡)	納税義務者数(人)									法定免税点以上 納税義務者 対前年比(%)		
				土地			家屋			償却資産			土地	家屋	償却資産
				総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの			
24 東伊豆町	12,418	77.8	160	11,567	5,166	6,401	8,274	433	7,841	964	693	271	99	100	104
25 河津町	7,339	100.7	73	5,805	2,531	3,274	3,853	373	3,480	678	499	179	100	100	100
26 南伊豆町	8,456	109.9	77	12,076	7,701	4,375	5,151	641	4,510	865	651	214	100	100	101
27 松崎町	6,768	85.2	79	6,265	3,131	3,134	3,811	614	3,197	538	393	145	99	100	94
28 西伊豆町	8,083	105.5	77	7,456	3,754	3,702	4,828	777	4,051	658	465	193	99	100	97
29 函南町	37,901	65.2	582	17,608	3,222	14,386	14,476	629	13,847	986	567	419	100	100	100
30 清水町	32,606	8.8	3,701	8,455	355	8,100	8,698	240	8,458	1,102	549	553	101	101	103
31 長泉町	43,185	26.6	1,622	10,226	1,071	9,155	10,960	166	10,794	1,205	633	572	86	102	106
32 小山町	18,815	* 135.7	139	7,022	1,658	5,364	6,169	301	5,868	692	334	358	100	99	102
33 吉田町	29,679	20.7	1,432	9,685	999	8,686	9,461	412	9,049	1,383	719	664	100	101	109
34 川根本町	7,002	* 496.9	14	4,867	2130	2,737	3,811	712	3,099	504	338	166	97	100	101
35 森町	18,507	133.9	138	7,838	1,891	5,947	7,433	661	6,772	842	443	399	100	100	103

### 3 土地総括表(県計)

※一部市町において、非課税雑種地の用地区分の集計不能により、非課税雑種地の地積(イ)及び筆数(リ)欄について、「その他」として回答。

区 分 地 目		地 積					決 定 価 格					
		非課税地積 (㎡)(イ)	評価総地積 (㎡)(ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ハ)	法定免税点 以上のもの (ロ)-(ハ) (㎡)(ニ)	(ロ)の 構成比 (%)	総 額 (千円)(ホ)	法定免税点 未満のもの (千円)(ヘ)	法定免税点 以上のもの (ホ)-(ヘ) (千円)(ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円)(チ)	(ホ)の 構成比 (%)	
田	一般田	10,669,015	267,121,569	16,436,288	250,685,281	6.5	27,175,407	1,618,090	25,557,317	25,510,250	0.1	
	勧告遊休田	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	
	介在田・市街化区域田	441,953	7,976,156	30,414	7,945,742	0.2	172,075,980	152,786	171,923,194	55,635,558	0.9	
畑	一般畑	20,097,672	577,034,812	49,069,017	527,965,795	14.1	32,080,559	2,470,450	29,610,109	29,583,163	0.2	
	勧告遊休畑	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	
	介在畑・市街化区域畑	218,476	16,846,670	163,370	16,683,300	0.4	355,410,379	707,647	354,702,732	116,250,572	1.8	
宅 地	住宅用地											
	小規模住宅用地		227,252,000	3,574,875	223,677,125	5.6	8,677,912,486	29,014,497	8,648,897,989	1,438,657,211	44.9	
	一般住宅用地		120,852,806	892,166	119,960,640	2.9	2,936,811,440	3,336,041	2,933,475,399	976,388,164	15.2	
	商業地等(非住宅用地)		215,681,822	434,805	215,247,017	5.3	5,645,742,901	2,602,536	5,643,140,365	3,807,785,564	29.2	
	計	32,903,259	563,786,628	4,901,846	558,884,782	13.8	17,260,466,827	34,953,074	17,225,513,753	6,222,830,939	89.3	
	塩 田	7,923	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	
	鉱 泉 地	921	6,836	226	6,610	0.0	3,356,956	10,074	3,346,882	3,335,211	0.0	
	池 沼	4,945,962	9,323,103	217,585	9,105,518	0.2	977,179	27,186	949,993	859,259	0.0	
山 林	一般山林	984,883,148	2,267,451,927	194,044,092	2,073,407,835	55.6	37,676,537	3,185,669	34,490,868	34,489,996	0.2	
	介在山林	139,281	6,079,817	1,163,239	4,916,578	0.2	11,373,268	1,022,791	10,350,477	7,125,890	0.1	
	牧 場	488,887	196,941	1,236	195,705	0.0	5,653	40	5,613	5,613	0.0	
	原 野	162,632,256	179,715,151	26,275,341	153,439,810	4.4	2,220,172	261,940	1,958,232	1,907,313	0.0	
雑 種 地	ゴルフ場の用地	5,275,785	56,920,277	12,816	56,907,461	1.4	53,048,742	10,621	53,038,121	37,395,012	0.3	
	遊園地等の用地	969,239	5,041,168	8,640	5,032,528	0.1	9,984,901	3,406	9,981,495	6,930,016	0.1	
	鉄軌道用地 複合利用	単体利用	436,689	12,449,193	79,758	12,369,435	0.3	121,157,838	137,480	121,020,358	76,360,442	0.6
		小規模住宅用地		0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
		一般住宅用地		0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
		住宅用地以外		283,228	10	283,218	0.0	16,199,564	371	16,199,193	10,303,464	0.1
		計	101	283,228	10	283,218	0.0	16,199,564	371	16,199,193	10,303,464	0.1
その他の雑種地	269,412,297	111,902,105	4,949,639	106,952,466	2.8	1,218,417,661	2,236,874	1,216,180,787	820,893,642	6.3		
	計	276,094,111	186,595,971	5,050,863	181,545,108	4.6	1,418,808,706	2,388,752	1,416,419,954	951,882,576	7.4	
	そ の 他	1,659,563,121										
	合 計	3,153,085,985	4,082,135,581	297,353,517	3,784,782,064	100.0	19,321,627,623	46,798,499	19,274,829,124	7,449,416,340	100.0	



区 分 地 目		筆 数				単位あたり単価		
		非課税 地筆数 (筆)(リ)	評価総 筆数 (筆)(ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (筆)(ヲ)	(ヌ)の 構成比 (%)	平均価格 (ホ)/(ロ) (円/㎡)(ワ)	
田	一般田	95,089	391,481	31,099	360,382	6.5	102	
	勧告遊休田	0	0	0	0	0.0	0	
	介在田・市街化区域田	4,462	18,984	234	18,750	0.3	21,574	
畑	一般畑	115,933	984,225	101,673	882,552	16.3	56	
	勧告遊休田	0	0	0	0	0.0	0	
	介在畑・市街化区域畑	2,080	62,865	1,570	61,295	1.1	21,097	
宅 地	住宅用地 小規模住宅用地		1,718,269	45,437	1,672,832	28.5	38,186	
	住宅用地 一般住宅用地		1,022,679	18,603	1,004,076	17.0	24,301	
	商業地等(非住宅用地)		505,134	5,573	499,561	8.4	26,176	
	計	114,589	3,246,082	69,613	3,176,469	53.9	30,615	
塩 田		23	0	0	0	0.0	0	
鉱 泉 地		211	1,829	66	1,763	0.0	491,070	
池 沼		3,885	8,144	551	7,593	0.1	105	
山 林	一般山林	101,428	771,293	138,757	632,536	12.8	17	
	介在山林	451	13,764	4,668	9,096	0.2	1,871	
牧 場		5	168	3	165	0.0	29	
原 野		32,592	156,619	28,888	127,731	2.6	12	
雑 種 地	ゴルフ場の用地	862	16,850	73	16,777	0.3	932	
	遊園地等の用地	921	1,565	63	1,502	0.0	1,981	
	鉄 軌 道 用 地 複 合 利 用	単体利用	2,096	27,466	146	27,320	0.5	9,732
		小規模住宅用地		0	0	0	0.0	0
		一般住宅用地		0	0	0	0.0	0
		住宅用地以外		1,193	1	1,192	0.0	57,196
	計	3	1,193	1	1,192	0.0	57,196	
その他の雑種地	308,501	325,748	29,136	296,612	5.4	10,888		
計	312,383	372,822	29,419	343,403	6.2	7,604		
そ の 他		1,713,485						
合 計		2,496,616	6,028,276	406,541	5,621,735	100.0	4,733	

#### 4 家屋総括表(県計)

区 分		納税義務者数 (人)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり価格 (円/㎡)
木造	総 数		1,327,413	130,321,309	3,067,985,699	23,542
	法定免税点 未満のもの		73,666	3,402,815	4,652,269	1,367
	法定免税点 以上のもの		1,253,747	126,918,494	3,063,333,430	24,136
非木造	総 数		548,200	145,210,277	5,632,985,482	38,792
	法定免税点 未満のもの		10,853	311,326	1,985,291	6,377
	法定免税点 以上のもの		537,347	144,898,951	5,631,000,191	38,862
計	総 数	1,247,964	1,875,613	275,531,586	8,700,971,181	31,579
	法定免税点 未満のもの	62,881	84,519	3,714,141	6,637,560	1,787
	法定免税点 以上のもの	1,185,083	1,791,094	271,817,445	8,694,333,621	31,986
非課税家屋			15,031	6,335,677		

(2) 建築年次区分による家屋に関する調

建 築 年 次						木造家屋		木造以外の家屋		計			
						床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)		
昭和	38	年	1	月	1	日	以前	13,791,662	27,241,256	2,880,852	29,096,009	16,672,514	56,337,265
	38	年	1	月	2	日	～ 昭和 41 年 1 月 1 日	2,469,135	12,464,194	2,433,002	25,957,720	4,902,137	38,421,914
	41	年	1	月	2	日	～ 44 年 1 月 1 日	3,566,903	26,276,984	4,048,023	43,533,427	7,614,926	69,810,411
	44	年	1	月	2	日	～ 47 年 1 月 1 日	5,179,335	53,216,850	6,643,690	78,762,888	11,823,025	131,979,738
	47	年	1	月	2	日	～ 50 年 1 月 1 日	6,483,780	91,655,887	7,894,392	121,883,440	14,378,172	213,539,327
	50	年	1	月	2	日	～ 53 年 1 月 1 日	6,860,768	102,905,979	6,471,169	119,440,525	13,331,937	222,346,504
	53	年	1	月	2	日	～ 56 年 1 月 1 日	7,544,380	114,480,422	7,001,484	137,386,404	14,545,864	251,866,826
	56	年	1	月	2	日	～ 59 年 1 月 1 日	6,781,036	105,033,841	7,204,389	168,399,197	13,985,425	273,433,038
	59	年	1	月	2	日	～ 62 年 1 月 1 日	6,527,133	102,665,015	8,957,689	240,548,292	15,484,822	343,213,307
	62	年	1	月	2	日	～ 平成 2 年 1 月 1 日	7,872,090	133,588,938	11,324,433	354,563,552	19,196,523	488,152,490
平成	2	年	1	月	2	日	～ 5 年 1 月 1 日	8,154,188	146,011,618	13,177,945	515,431,300	21,332,133	661,442,918
	5	年	1	月	2	日	～ 8 年 1 月 1 日	8,394,126	166,281,129	10,584,829	457,705,445	18,978,955	623,986,574
	8	年	1	月	2	日	～ 11 年 1 月 1 日	8,144,126	196,197,953	10,531,833	463,715,233	18,675,959	659,913,186
	11	年	1	月	2	日	～ 14 年 1 月 1 日	7,473,956	225,635,885	8,994,389	422,437,090	16,468,345	648,072,975
	14	年	1	月	2	日	～ 17 年 1 月 1 日	6,668,601	244,028,115	8,492,732	468,755,227	15,161,333	712,783,342
	17	年	1	月	2	日	～ 20 年 1 月 1 日	6,438,367	281,513,862	9,163,187	534,108,671	15,601,554	815,622,533
	20	年	1	月	2	日	～ 23 年 1 月 1 日	5,615,912	279,874,424	7,049,110	454,878,084	12,665,022	734,752,508
	23	年	1	月	2	日	～ 26 年 1 月 1 日	5,389,370	304,188,053	5,628,966	424,619,444	11,018,336	728,807,497
	26	年	1	月	2	日	～ 29 年 1 月 1 日	5,253,422	331,259,743	5,237,310	438,375,235	10,490,732	769,634,978
	29	年	1	月	2	日	～ 30 年 1 月 1 日	1,713,019	123,465,551	1,490,853	133,388,299	3,203,872	256,853,850
							(新增分)						
							合 計 (平成30年度総評価額等)	130,321,309	3,067,985,699	145,210,277	5,632,985,482	275,531,586	8,700,971,181

## 5 償却資産総括表(県計)

区 分 種 類		決定価格 (千円)	課税標準額 (イ)(千円)	(イ)の 構成比 (%)	課税標準額の内訳	
					課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (ロ) (千円)	(ロ)以外のもの (千円)
を市町 定長が た価格 の等	構 築 物	765,871,920	744,505,652	16.7	17,117,761	727,387,891
	機 械 及 び 装 置	1,983,927,346	1,924,332,275	43.2	78,739,701	1,845,592,574
	船 舶	16,905,183	9,571,819	0.2	5,864,497	3,707,322
	航 空 機	557,718	557,718	0.0	-	557,718
	車 両 及 び 運 搬 具	24,383,492	23,935,933	0.5	354,004	23,581,929
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	514,223,963	513,817,019	11.5	475,503	513,341,516
	小 計	3,305,869,622	3,216,720,416	-	102,551,466	3,114,168,950
法 九 条 三 百 八 十	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	1,233,153,705	1,202,751,070	27.0	-	-
	県知事が価格等を決 定し、配分したもの	39,273,225	36,695,314	0.8	-	-
	小 計	1,272,426,930	1,239,446,384	-	-	-
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの		-	-	-	-	-
合 計		4,578,296,552	4,456,166,800	100.0	-	-
同 上 内 訳	市 町 分 の 額	-	4,456,166,800	100.0	-	-
	県 の 額	-	-	-	-	-



## 6 平成30年度提示平均価額市町一覧表

(単位:円)

市町名		土 地					
		田 (千㎡当たり)	畑 (千㎡当たり)	宅地 (㎡当たり)	山林 (千㎡当たり)		
1	静岡市	82,283	47,536	※	60,011	9,658	
2	浜松市	101,217	60,364		31,309	※	19,390
3	沼津市	91,452	42,754		49,134		21,684
4	熱海市	-	47,806		23,516		20,450
5	三島市	110,316	38,244		60,444		20,041
6	富士宮市	89,629	30,459		20,032		15,915
7	伊東市	78,043	37,611		13,981		16,602
8	島田市	104,680	62,136		25,606		20,986
9	富士市	91,905	47,621		31,928		18,978
10	磐田市	103,298	76,857		21,702		25,717
11	焼津市	100,845	55,310		25,466		17,107
12	掛川市	111,700	※	70,018	16,789		25,974
13	藤枝市	98,842	48,376		33,153		19,359
14	御殿場市	74,778	34,043		27,172		16,440
15	袋井市	※	107,786	59,947	20,157		26,859
16	下田市	110,091	48,087		19,187		14,978
17	裾野市	100,455	35,562		29,954		13,565
18	湖西市	114,754	75,348		19,241		24,940
19	伊豆市	120,395	56,320		15,098		20,256
20	御前崎市	105,060	80,587		9,214		28,669
21	菊川市	98,630	63,248		15,361		26,796
22	伊豆の国市	121,902	47,980		31,549		21,865
23	牧之原市	111,145	70,693		12,320		28,803

(単位:円)

市町名	区分	土 地			
		田 (千㎡当たり)	畑 (千㎡当たり)	宅地 (㎡当たり)	山林 (千㎡当たり)
24	東伊豆町	85,517	37,565	13,328	16,925
25	河津町	84,741	41,245	13,107	17,377
26	南伊豆町	93,975	41,271	8,975	15,879
27	松崎町	88,192	36,697	13,826	15,098
28	西伊豆町	96,945	45,998	16,645	16,927
29	函南町	117,637	48,231	27,841	24,164
30	清水町	103,992	77,314	62,604	23,599
31	長泉町	90,464	41,051	56,136	14,729
32	小山町	82,000	27,426	14,435	12,660
33	吉田町	122,240	80,207	17,678	28,495
34	川根本町	82,177	43,520	5,282	15,943
35	森町	107,457	54,208	11,683	22,916

(注1)「提示平均価額」とは、固定資産評価基準による適正な評価の実施及び市町村間での評価の均衡を確認するため、市町村内のすべての土地に係る評価の見込額を各市町村の総地積で除して求めるもので、市町村長が報告した基礎数値に基づき、指定市町村にあっては総務大臣が、指定市町村以外の市町村にあっては都道府県知事が算定し、市町村長に通知するものである。

(注2)表中の※は、「指定市町村」を表す。「指定市町村」とは、田・畑・山林にあっては都道府県において地形及び利用条件等が標準的な市町村、宅地にあっては都道府県庁所在地の市とされている。

